

## 第21期 第11回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和5年5月11日(木) 13:00から

場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室(中央南)

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長挨拶

#### 3 議 事

(1) 福岡県内水面漁場計画の改正について(諮問)

(2) 福岡県内水面漁場計画の改正に係る公聴会の開催について(協議)

(3) 内水面における共同漁業の漁場計画(素案)について(協議)

(4) コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について(協議)

(5) 令和5年度コイの義務放流免除について(協議)

(6) 委員会指示の適用除外について(協議)

(7) 佐賀県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規定について(報告)

(8) その他

#### 4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

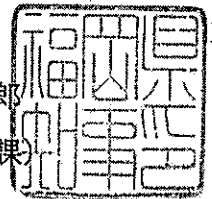
係長 寺田 雅彦  
主事 萩原 千春

5 水 第 1 2 5 号

令和5年4月14日

佐賀県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局水産振興課)



福岡県内水面漁場計画の改正について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定により、別紙について諮問します。

## 福岡県内水面漁場計画（改正）案

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

①～③ 省略

④ 公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から下流域及び同支派流

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第15号」及び「第16号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第17号」及び「第18号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第29号」及び「第30号」を結ぶ直線から下流の開平江川、基点「第31号」及び「第32号」を結ぶ直線から下流の寒水川、基点「第33号」及び「第34号」を結ぶ直線から下流の井柳川、基点「第35号」及び「第36号」を結ぶ直線並びに基点「第37号」及び「第38号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第39号」及び「第40号」を結ぶ直線から下流の鯉津江川、基点「第41号」及び「第42号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第43号」及び「第44号」を結ぶ直線から下流の城原川、基点「第45号」及び「第46号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第47号」及び「第48号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第15号 福岡県柳川市セツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第16号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第17号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱

基点第18号 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角

基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角

基点第29号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋右岸角

基点第30号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋左岸角

基点第31号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、银杏橋下流側右岸橋台角

基点第32号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、银杏橋下流側左岸橋台角

基点第33号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角

基点第34号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

基点第35号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋右岸角

基点第36号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋左岸角

- 基点第37号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第38号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第39号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鯉津江井樋右岸角
- 基点第40号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鯉津江井樋左岸角
- 基点第41号 佐賀県神埼市千代田町託田、城東橋下流側右岸橋台角
- 基点第42号 佐賀県神埼市千代田町下板、城東橋下流側左岸橋台角
- 基点第43号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側右岸橋台角
- 基点第44号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側左岸橋台角
- 基点第45号 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂、加与丁橋下流側右岸橋台角
- 基点第46号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、加与丁橋下流側左岸橋台角
- 基点第47号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側右岸橋台角
- 基点第48号 佐賀県佐賀市蓮池町大字貝島、中地橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	〃
〃	てながえび漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県柳川市、大川市、三潞郡大木町、筑後市、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を除く）、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件 なし

㉔～㉚ (省略)

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

- (1) 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり
- (2) 漁場図 別添2のとおり

3 免許予定日

- (1) (省略)
- (2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

- (1) (省略)
- (2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年6月30日から同年7月31日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 (省略)

内共第三号共同漁業権標榜図

漁場の位置

佐賀県佐賀市の佐賀川本流(基準第十一号 基準第十二号)から下流及び同

漁場の位置

基準第十一号及び第十二号を結ぶ直線は基準「第十五号」及び「第十六号」を結ぶ直線との間の佐賀川本流 基準「第十七号」及び「第十八号」を結ぶ直線から上流の早流江川、基準「第十九号」及び「第二十号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基準「第二十一号」及び「第二十二号」を結ぶ直線から上流の洲平江川、基準「第二十三号」及び「第二十四号」を結ぶ直線から下流の井川、基準「第二十五号」及び「第二十六号」を結ぶ直線並びに基準「第二十七号」及び「第二十八号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基準「第二十九号」及び「第三十号」を結ぶ直線から上流の社江川、基準「第三十一号」及び「第三十二号」を結ぶ直線から下流の田守川、基準「第三十三号」及び「第三十四号」を結ぶ直線から下流の佐賀川、基準「第三十五号」及び「第三十六号」を結ぶ直線から下流の佐賀川並びに

基準「第三十七号」及び「第三十八号」を結ぶ直線との間に

基準「第三十九号」

基準「第四十号」

基準「第四十一号」

基準「第四十二号」

基準「第四十三号」

基準「第四十四号」

基準「第四十五号」

基準「第四十六号」

基準「第四十七号」

基準「第四十八号」

基準「第四十九号」

基準「第五十号」

基準「第五十一号」

基準「第五十二号」

基準「第五十三号」

基準「第五十四号」

基準「第五十五号」

基準「第五十六号」

基準「第五十七号」

基準「第五十八号」

基準「第五十九号」

基準「第六十号」

基準「第六十一号」

基準「第六十二号」

基準「第六十三号」

基準「第六十四号」

基準「第六十五号」

基準「第六十六号」

基準「第六十七号」

基準「第六十八号」

基準「第六十九号」

基準「第七十号」

基準「第七十一号」

基準「第七十二号」

基準「第七十三号」

基準「第七十四号」

基準「第七十五号」

基準「第七十六号」

基準「第七十七号」

基準「第七十八号」

基準「第七十九号」

基準「第八十号」

基準「第八十一号」

基準「第八十二号」

基準「第八十三号」

基準「第八十四号」

基準「第八十五号」

基準「第八十六号」

基準「第八十七号」

基準「第八十八号」

基準「第八十九号」

基準「第九十号」

基準「第九十一号」

基準「第九十二号」

基準「第九十三号」

基準「第九十四号」

基準「第九十五号」

基準「第九十六号」

基準「第九十七号」

基準「第九十八号」

基準「第九十九号」

基準「第一百号」

基準「第一百零一号」

基準「第一百零二号」

基準「第一百零三号」

基準「第一百零四号」

基準「第一百零五号」

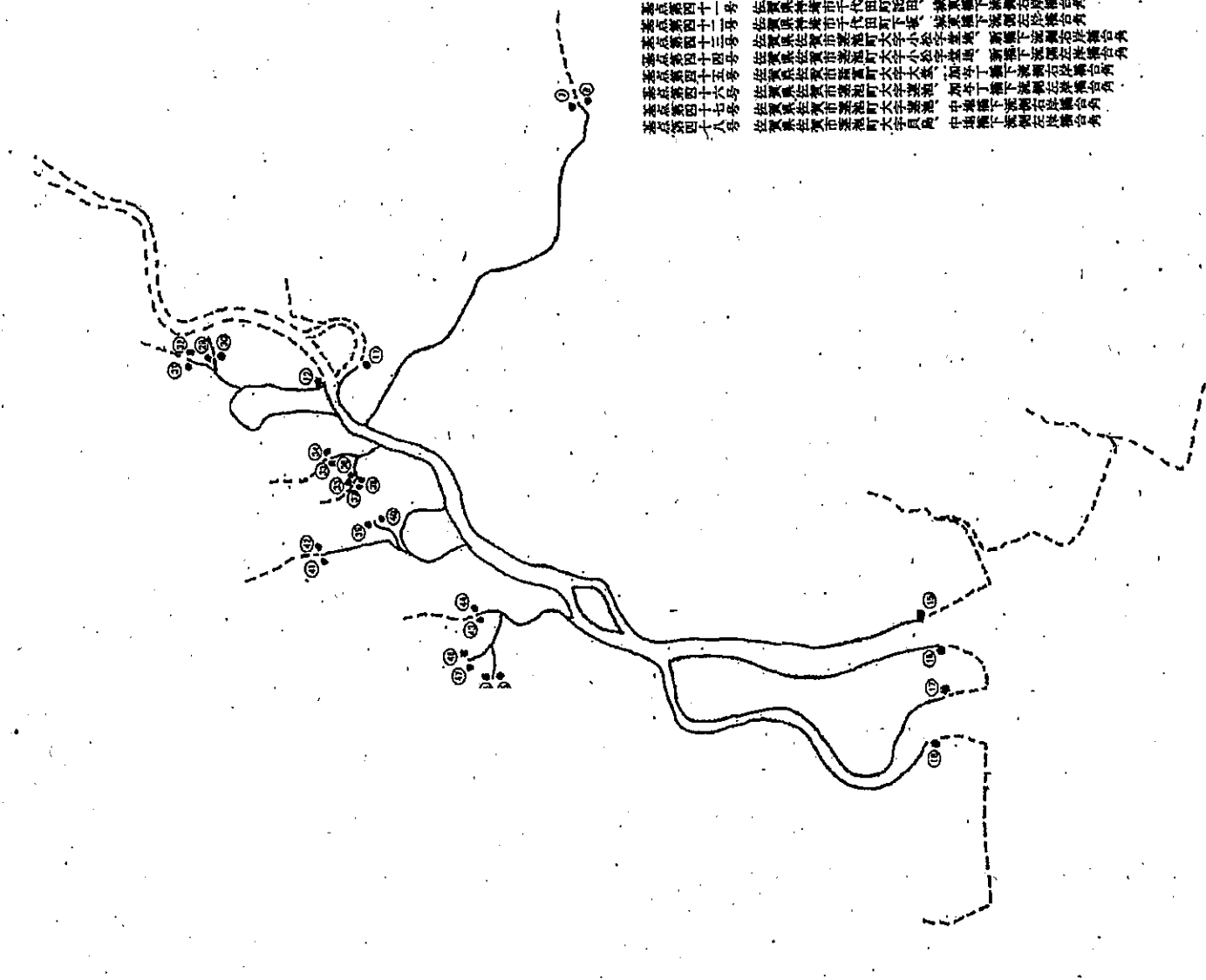
基準「第一百零六号」

基準「第一百零七号」

基準「第一百零八号」

基準「第一百零九号」

基準「第一百一十号」



公 示 (案)

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、内共第3号における漁業の免許について、下記のとおり公聴会を開催する。

令和5年5月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

記

- 1 日時 令和5年5月〇日（〇）〇：〇～
- 2 場所 〇〇〇〇〇
- 3 議事 漁業免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元関係地区について
- 4 漁場計画の内容  
佐賀県内水面漁場管理委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。
- 5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲
  - (1) 漁業権者
  - (2) 入漁権者
  - (3) 漁業権漁業の経営者
  - (4) 漁業協同組合関係者
  - (5) その他利害関係のある者
- 6 公述者の注意事項
  - (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和5年5月〇日（〇）までに佐賀県内水面漁場管理委員会事務局に提出しなければならない。
  - (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
  - (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。
  - (4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

意見書の提出先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
（佐賀県農林水産部水産課内）  
佐賀県内水面漁場管理委員会事務局

○佐賀県内水面漁場管理委員会が開催する公聴会に関する手続規程

平成15年3月10日

佐賀県内水面漁場管理委員会告示第2号

佐賀県内水面漁場管理委員会が開催する公聴会に関する手続規程を次のように定める。

佐賀県内水面漁場管理委員会が開催する公聴会に関する手続規程

(根拠)

第1条 佐賀県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が漁業法(昭和24年法律第267号)の規定に基づいて公聴会を開催するときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(日時、案件等の公示)

第3条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日の少なくとも5日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、佐賀県公報に登載するほか、会長が適当と認める場所に掲示して行うものとする。

(文書の提出)

第4条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第5条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(公述機会の公平)



第6条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ぶものとする。

(公述者の発言)

第7条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第8条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第9条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第10条 公述者は、委員会の同意を得た場合には代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

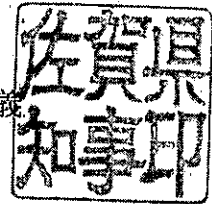
この告示は、公布の日から施行する。

議題 3

水産第 328 号  
令和 5 年 5 月 8 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



内水面における共同漁業の漁場計画（素案）について（協議）

令和 5 年 1 2 月 3 1 日をもって免許の存続期間が満了する内水面における共同漁業権について、「令和 5 年漁業権一斉切替における漁場計画樹立基本方針（内水面）」に基づき、別添のとおり漁場計画（素案）を策定しましたので、貴委員会の御意見をお聞かせください。

（担当：農林水産部水産課）

# 漁場計画内容

(令和6年1月1日免許)

佐賀県内水面

# 共同漁業権

1 共同漁業

(1) 公示番号 別表のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 別表のとおり

イ 漁業の名称 別表のとおり

ウ 漁業の時期 別表のとおり

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

カ 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

(3) 制限又は条件

毎年度、佐賀県内水面漁場管理委員会が定める増殖計画を実施しないときは、免許を取り消すことがある。

(4) 免許予定日 令和6年1月1日

(5) 申請期間 令和5年10月16日から令和5年11月15日まで

(6) 関係地区 別表のとおり

備考 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

漁場計画図 別図のとおり

## 別表

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	関係地区
内共 第1号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	佐賀市大和町及び富士 町内の嘉瀬川、大和町内 の名尾川及び袖ノ木川並 びに富士町内の小副川川 の水域	次の基点アから基点イに至る嘉瀬川本 流、基点ウから下流の名尾川、基点エから 下流の袖ノ木川及び基点オから下流の小 副川川の水域。  基点ア 佐賀市大和町大字池上池森橋 下流端  基点イ 佐賀市富士町大字上熊川鮎ノ 瀬砂防堰堤上流端  基点ウ 佐賀市大和町と神埼市脊振町 との境界  基点エ 佐賀市大和町大字松瀬字袖木 袖ノ木橋上流端  基点オ 佐賀市富士町大字小副川字雨 降矢房橋上流端	佐賀市大和 町及び富士 町
内共 第21号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	佐賀市富士町内の嘉瀬 川、天河川及び貝野川の 水域。	次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線の延長線上に至る嘉瀬川本流、基点 エから下流の天河川及び基点オから下流 の貝野川の水域。  基点ア 佐賀市富士町大字上熊川鮎ノ 瀬砂防堰堤上流端  基点イ 北緯 33 度 23 分 15 秒 8454 東経 130 度 12 分 56 秒 8820  基点ウ 北緯 33 度 23 分 16 秒 1457 東経 130 度 12 分 56 秒 3213  基点エ 佐賀市富士町大字市川市川橋 上流端  基点オ 佐賀市富士町大字市川溜山橋 上流端	佐賀市富士 町
内共 第32号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町及び七山 内の玉島川、浜玉町内の 谷口川、今坂川、小川川、 戸房川及び真手野川並び に七山内の狩川川、樽門 川、野井原川、徳正川、 細川川、馬川川、桑原川、 滝川川、袋底川、仲子 川、岳川、大屋敷川、木 浦川及び仁部川の水 域	次の基点アから上流の玉島川本流、谷口 川、今坂川、小川川、戸房川、真手野川、 狩川川、樽門川、野井原川、徳正川、細川 川、馬川川、桑原川、滝川川、袋底川、仲 子川、岳川、大屋敷川、木浦川及び仁部川 の水域  基点ア 唐津市浜玉町大字浜崎 JR 筑肥 線鉄橋下流端	唐津市浜玉 町及び七山

		うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで			
		しろうお漁業	1月1日から 4月30日まで			
		もくずがに漁業	1月1日から 12月31日まで			
内共 第4号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで	唐津市巖木町及び相知町内の巖木川並びに巖木町の鳥越川、杉宇主川、アセビ川、星領川、天川川及び浦川内川の水域。	次の基点アから基点イに至る巖木川本流、基点ウから下流の鳥越川、基点エから下流の杉宇主川、基点オと基点カを結んだ直線から下流のアセビ川、基点キから下流の星領川、基点クから下流の天川川及び基点ケから下流の浦川内川の水域。ただし、唐津市巖木町大字広瀬九州電力(株)巖木発電所逆調整池ダム堰堤下流端から唐津市巖木町大字天川字下田巖木第2発電所下田ダム堰堤上流端に至る巖木川本流の水域を除く。  基点ア—唐津市相知町大字田頭田頭橋下流端  基点イ—唐津市巖木町と浜玉町飛地との境界  基点ウ—唐津市巖木町大字鳥越砂防堰堤上流端  基点エ—唐津市巖木町大字広川字杉宇主谷川橋上流端  基点オ—唐津市巖木町大字広川字アセビアセビ駐車場横アセビ川右岸に設置した標識  基点カ—唐津市巖木町大字広川字アセビアセビ駐車場横アセビ川左岸に設置した標識  基点キ—唐津市巖木町大字星領瓜ノ元橋上流端  基点ク—唐津市巖木町大字天川天川砂防ダム上流端  基点ケ—唐津市巖木町大字浦川内字日当浦川内川堰堤上流端	唐津市 巖木町

<p>内 共 第 53 号</p>	<p>第 5 種 共同漁業</p>	<p>やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  ふな漁業  おいかわ・かわ むつ漁業  もくずがに漁 業</p>	<p>2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで</p>	<p>唐津市相知町内の伊岐 佐川及び左伊岐佐川の水 域</p>	<p>次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線に至る伊岐佐川本流及び基点エか ら下流の左伊岐佐川の水域  基点ア 唐津市相知町大字伊岐佐幸の 元橋上流端  基点イ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 右岸側上流端から 13.9 メートル の地点  基点ウ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 左岸側上流端から 13.9 メートル の地点  基点エ 唐津市相知町と浜玉町との境 界</p>	<p>唐津市 相知町</p>
<p>内 共 第 6 号</p>	<p>第 5 種 共同漁業</p>	<p>あゆ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業  うぐい漁業  もくずがに漁 業</p>	<p>6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  6月1日から 翌年3月31日まで  1月1日から 12月31日まで</p>	<p>伊万里市大川町内の松 浦川の水域</p>	<p>次の基点アから基点イにいたる松浦川 本流（山の神橋下流の新本流との合流点か ら駒鳴第2樋管までの旧本流を含む。）の 水域  —基点ア—伊万里市と唐津市相知町との 境界  —基点イ—伊万里市大川町大字川原大黒 井堰上流端</p>	<p>伊万里市 大川町</p>
<p>内 共 第 7 号</p>	<p>第 5 種 共同漁業</p>	<p>こい漁業  ふな漁業  おいかわ・かわ むつ漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで</p>	<p>武雄市朝日町及び北方 町の朝日ダムの水域</p>	<p>次の基点アから下流の取水路及び朝日 ダム満水面水域  —基点ア—武雄市北方町大字大崎猪熊橋 上流端</p>	<p>武雄市朝日 町北上滝区 及び北上滝 区並びに北 方町西宮裾 区</p>



<p>内共 第8号</p>	<p>第5種 共同漁業</p>	<p>やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  ふな漁業  うなぎ漁業  おいかわかわ むつ漁業  もくずがに漁 業</p>	<p>2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで</p>	<p>嬉野市嬉野町、塩田町 及び杵島郡白石町内の塩 田川並びに嬉野市嬉野町 内の吉田川及び岩屋川内 川の水域</p>	<p>次の基点アから基点イに至る塩田川本 流、基点ウから下流の吉田川及び基点エか ら下流の岩屋川内川の水域  基点ア—杵島郡白石町大字深浦牛間田 橋下流端  基点イ—嬉野市嬉野町大字不動山宇田 手の坂井手橋上流端  基点ウ—嬉野市嬉野町大字吉田綿打橋 上流端  基点エ—嬉野市嬉野町大字上岩屋字鹿 谷鹿谷堰堤上流端</p>	<p>嬉野市塩田 町及び嬉野 町</p>
-------------------	---------------------	--	---	--	---	------------------------------

共同漁業権変更点

【旧内共第2号の変更点】

- ・旧内共第2号⇒新内共第1号

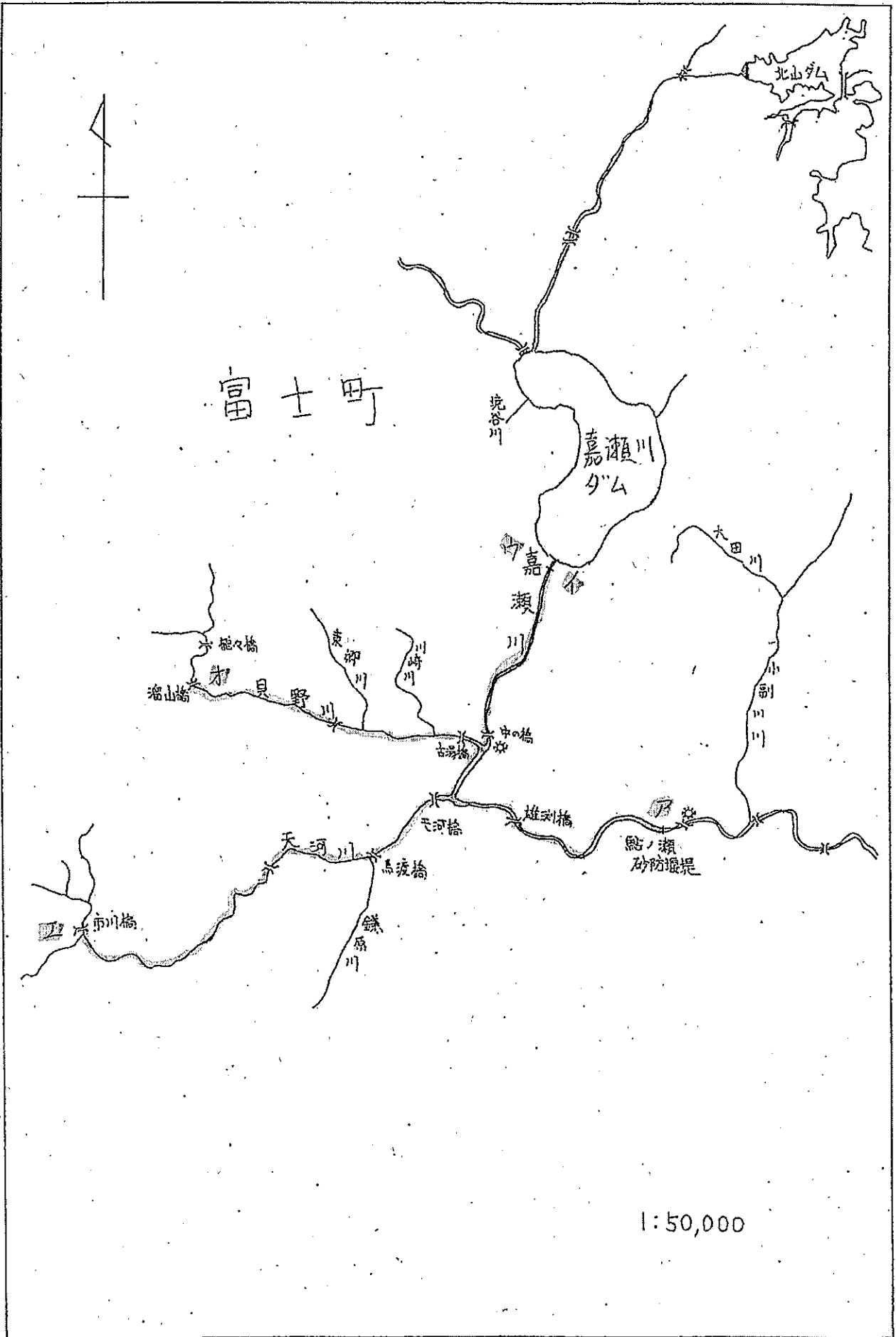
【旧内共第3号の変更点】

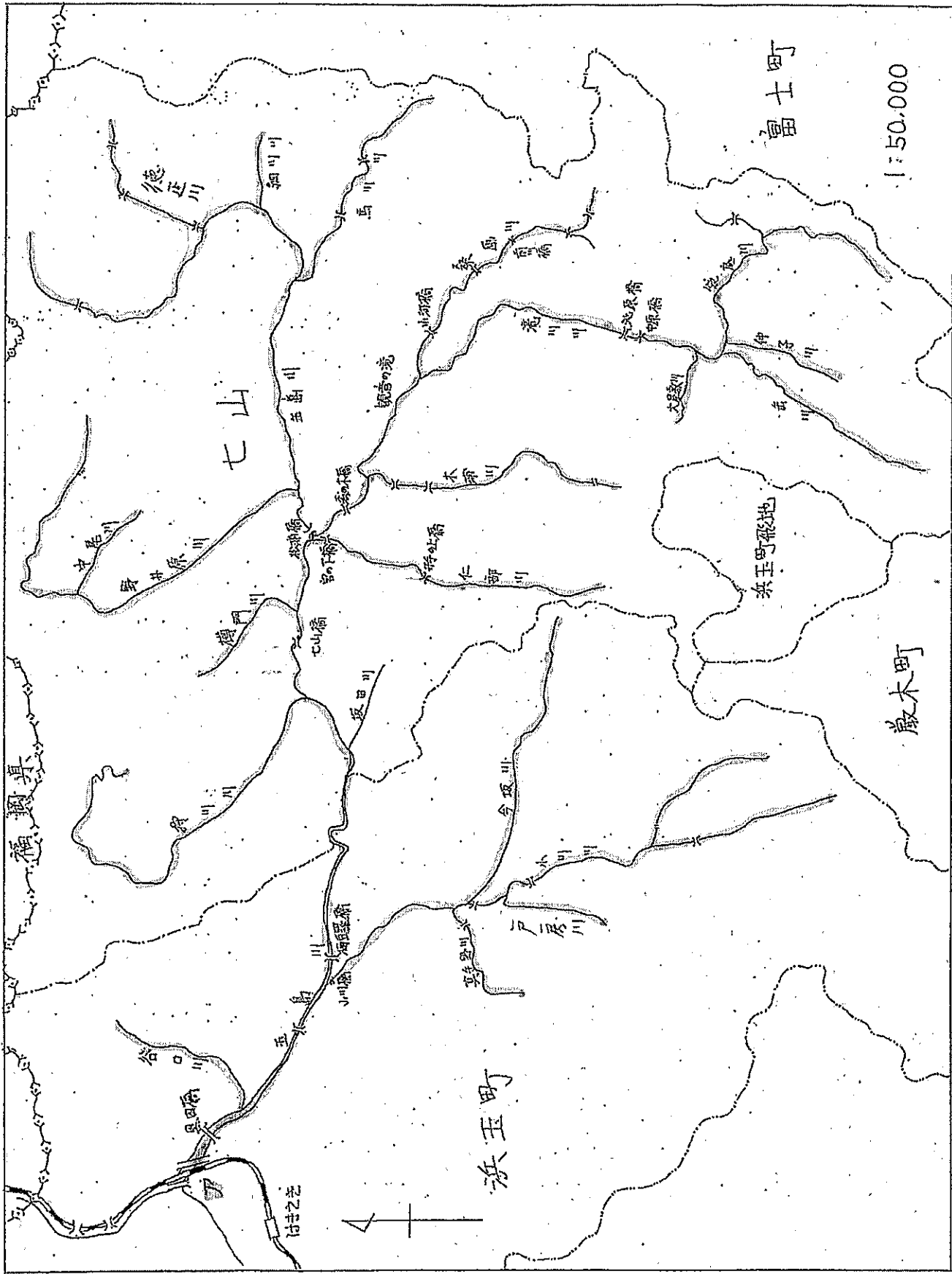
- ・旧内共第3号⇒新内共第2号

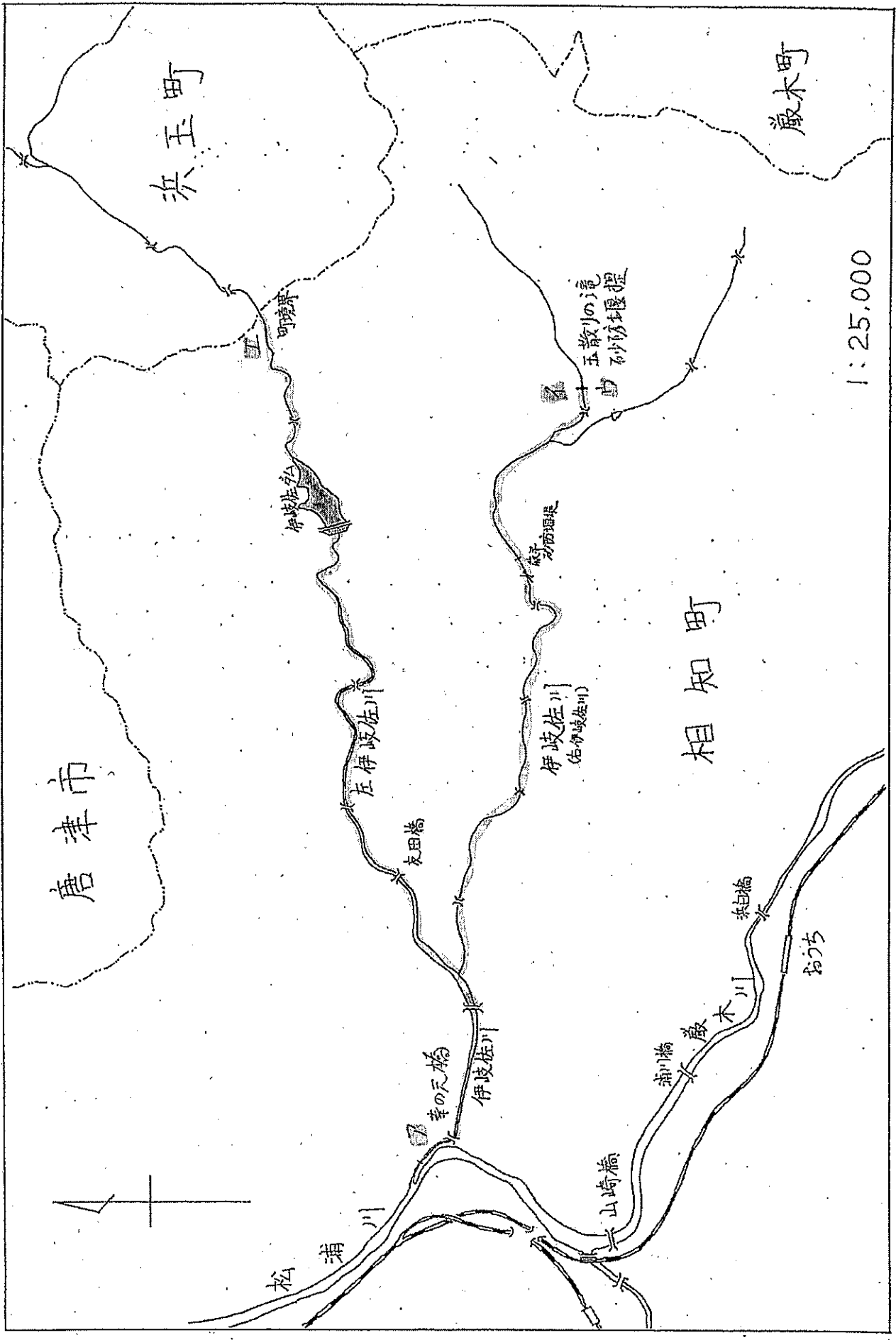
【旧内共第5号の変更点】

- ・旧内共第5号⇒新内共第3号

別 図







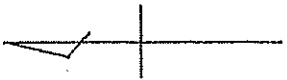
唐津市

赤玉町

巖木町

相知町

1:25,000



松浦川

山崎川

幸の元橋

伊勢佐川

丸田橋

左伊勢佐川

伊岐佐川  
(右伊勢佐川)

伊勢佐川

伊勢佐川

町境界

玉散りの境  
砂防堰堤

赤白橋

木川橋

御川橋

山崎橋

おうち

## 議題 4

### ◎佐賀県内水面漁場管理委員会指示第64号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和5年5月  日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

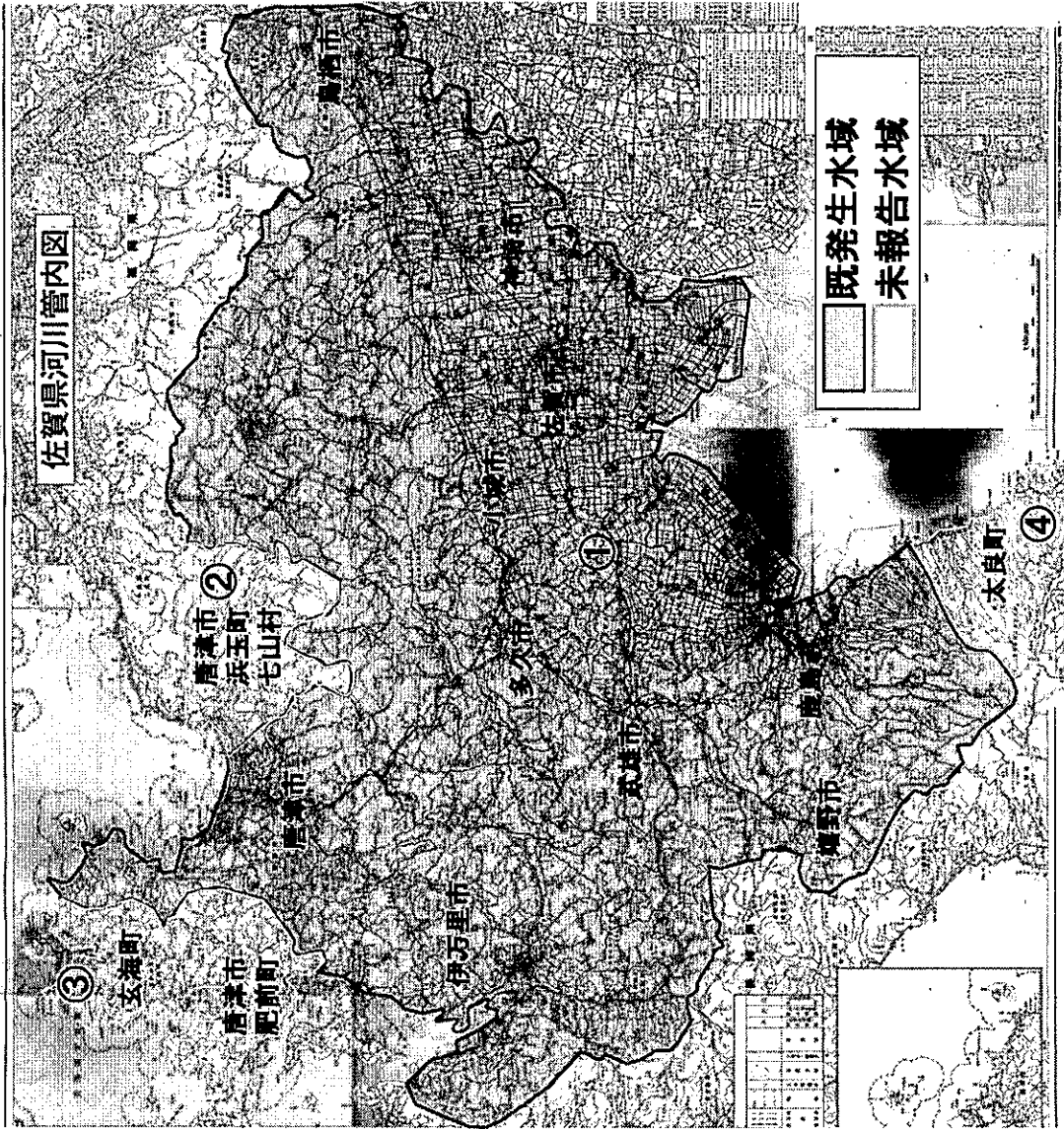
#### 1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

#### 2 指示の期間 令和5年5月18日から令和6年5月17日まで

佐賀県河川管内図



既発生水域  
未報告水域

③

玄海町

唐津市  
肥前町

②

唐津市  
浜玉町  
七山村

伊万里市

①

武雄市

雄勝市

④

太良町

コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況:旧市町村別  
(令和5年4月11日現在)

平成16年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村)	12,983
	唐津市(旧唐津市、相知町、北波多村)	209
	鳥栖市	214
	多久市	44
	伊万里市	1
	武雄市(旧武雄市)	13
	唐津市	13
	小城市(旧小城市、三日月町、芦刈町)	570
	鎌野市(旧鎌野市)	3
	神埼市(旧神埼町、千代田町)	5,295
	川副町	3,264
	東与賀町	2,563
	久保田町	373
	吉野ヶ里町(旧三田川町)	954
	みやき町(旧中原町、北葱安町、三根町)	144
	上峰町	1,615
	10市6町	27,658

平成17年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	65
	鳥栖市	7
	鹿島市	5
	伊万里市	14
	武雄市	12
	鎌野市(旧鎌野町)	7
	白石町(旧白石町、有明町)	372
	有田町(旧西有田町)	5
	6市2町	487

平成18年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	3
	神埼市(旧神埼町)	1
	武雄市	9
	鳥栖市	9
	4市	22

平成19年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7
	武雄市	79
	鎌野市(旧鎌野町)	3
	4市	90

平成20年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成21年度	市町村	死亡数
	鳥栖市	27
	1市	27

平成22年度	市町村	死亡数
	有田町	85
	1町	85

平成23年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成24年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成25年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成26年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成27年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成28年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成29年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成30年度	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

平成31年度(令和元年度、2019年度)	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

令和2年度(2020年度)	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

令和3年度(2021年度)	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

令和4年度(2022年度)	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	0

コイヘルペスウイルス(KHV)病対応区分:旧市町村区分

OKHV病検査対象旧市町村  
太良町、玄海町、旧呼子町、旧藤西町、旧肥前町、旧浜玉町、旧七山村の旧7町村

OKHV検査を実施しない旧市町村:KHV病が既に確認されている旧市町村、KHV病は未報告だが既発生水系の流域である旧市町村  
上記以外の地区(旧市町村区分)



# KHV病対応マニュアル

令和5年4月

佐賀県農林水産部水産課

本マニュアルに関して、不明な点がございましたら、  
佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当（メール：  
yokota-satoshi@pref.saga.lg.jp、TEL：0952-25-7144）までご  
連絡下さい。

## 目次

コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

### 作業内容

#### I. 天然水域

【検査対象地区となっている場合】

【検査対象地区となっていない場合】

#### II. 釣り堀・個人の池

【検査対象地区となっている場合】

【検査対象地区となっていない場合】

#### III. 養殖場

### 連絡先

平日

土日曜・祝日

## コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

- 天然水域（河川、クリーク、池など）、釣り堀・個人の池、養殖場で、コイの異常や斃死コイ発見の通報を受けた関係機関は、
  - ・「コイだけが斃死している場合（KHV病が疑われる場合）」か
  - ・「コイ等、コイ以外も斃死している場合」か以上、2点を確認してください。
- 前者の場合には、該当の関係機関は、次の「作業内容」に従って、斃死状況の記録、斃死コイの処分等を行ない、県水産課までご連絡ください。
- 後者の場合には、最寄りの保健福祉事務所に対し、通常の対応をするよう要請してください。調査票提出の必要はありません。

## 作業内容

- 現場に到着したら、はじめに、発見者の連絡先、通報時刻、場所、斃死コイの尾数・種類など、斃死状況を別添の調査票に記録してください。
- 次に、現場が検査対象地区かどうか確認してください。

### 検査対象地区

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町、太良町

## I. 天然水域

### 【検査対象地区となっている場合】

- 斃死状況の記録が終わったら、検査用の検体（3尾程度）を採取してください。但し、検査は、腐敗が進んだ検体では実施できませんので、検体は、極力、斃死直後と思われるもの、異常な遊泳行動をしているもの、弱っているものを選んで採取してください。
- 採取した検体は、次の1. 2. 3. のうち、いずれかの方法で処理後、個別にビニール袋に入れて冷蔵保存（発泡スチロール容器又はクーラーボックスなどに氷を入れてください）し、直ちに、玄海水産振興センター、または有明水産振興センターに連絡（下記連絡先参照）して調査票と共に持ち込んでください。
  1. コイをそのまま。
  2. コイの頭部だけを切り取って。
  3. エラ蓋をハサミで取り除き、露出したエラを2～3枚、ハサミで切り取って。
- 上記の2、又は3の方法で処理する場合には、使用する包丁やハサミ等は、別々

のものを使用してください。

- 当日、水産振興センターに持ち込めない場合は、検体を冷凍保存して水産振興センターの指示に従ってください。  
なお、土・日曜、祝祭日の連絡は、有明水産振興センター公用携帯（下記連絡先参照）までお願いします。
- 検体の採取が終わったら、速やかに、斃死ゴイを回収し、焼却処分場などの専用の施設で適正に処分していただきますよう協力をお願いします。
- 斃死ゴイの回収、処分が終わったら、調査票により結果を  
県水産課までFAX（0952-25-7274）してください。

**【検査対象地区となっていない場合】**

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死しているコイを速やかに回収、処分し、その後、調査票により回収実績を県水産課までFAXしてください。

## II. 釣り堀・個人の池

**【検査対象地区となっている場合】**

- この場合、当該所有者に対して、KHV病の検査をする前に、次の2点について同意を得ておいてください。
  1. 結果は公表されること。
  2. 陽性が確定した場合には、生き残っているコイも含め、速やかに処分する必要があること。
- 検査用の検体の採取、持ち込み方法、斃死コイの処分方法、水産課への連絡等は、天然水域と同様です。

**【検査対象地区となっていない場合】**

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死したコイについてのみ、速やかに回収、処分を行い、その後、回収実績を県水産課までFAXしてください。
- この場合、既に周辺地域は、感染地域となっておりますので、池に生き残ったコイを処分する必要はありません。
- ただし、その後、生き残ったコイが斃死した場合は、速やかに回収し、適正に処分するよう所有者に要請してください。
- なお、釣り堀については、県内外にコイの移動（出荷、釣り客のコイの持ち帰り）を行っている場合、まん延防止の観点から検査を実施し、移動禁止等の措置を行う必要がありますので、その事実を確認してください。

### Ⅲ. 養殖場

- 養殖場からコイの異常や斃死ゴイ発見の通報を受けた場合は、速やかに有明水産振興センターに連絡してください。
- 養殖場の周辺地域が、KHV病が確認されている、いないに関わらず、検査を行う必要があります。
- 現場の状況の聞き取り、検査用の検体の採集等は、センター職員が実施します。
- この場合、センター職員が現場に不慣れと考えられることから、市町職員の立ち会いをお願いします。
- また、斃死したコイの処分についても、御協力をお願いします。

### 連絡先

#### 平日

佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当 (TEL : 0952-25-7144)  
(FAX : 0952-25-7274)

玄海水産振興センター (TEL : 0955-74-3021)

検査対象市町村

唐津市 (浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村)、玄海町

有明水産振興センター (TEL : 0952-66-2000)

検査対象市町村

太良町

#### 土・日曜、祝祭日

有明水産振興センター公用携帯 (TEL : 090-6779-9806)

検査対象市町村

唐津市 (浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村)、玄海町、太良町

議題 5

(案)

内水委第 号  
令和5年5月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有吉 敏和

令和5年度のコイの義務放流免除について (依頼)

第5種共同漁業権に係る令和5年度増殖目標量については、別添公告のとおり決定し、その完全実施についてご指導をお願いしたところですが、令和5年5月11日開催の第21期第11回佐賀県内水面漁場管理委員会での協議の結果、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るためには今年度もコイの義務放流は免除すべきとの結論に至りましたので、速やかに必要な措置を講じられますようお願いいたします。

担 当 : 佐賀県水産課 漁業調整担当 寺田、萩原  
(内水面漁場管理委員会事務局)

電 話 : 0952-25-7145

FAX : 0952-25-7274

## 第5種共同漁業権に係る令和5年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種名	義務放流数量	寸法	産卵場造成	禁漁期間及び禁漁区域 (漁業調整規則及び行使規則で定めているものを除く。)	特記事項	
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	330kg	全長 成魚 20cm 稚魚 5cm	—			
		コイ	100kg	" 20cm	—			
		オイカワ・カワムツ	10kg	" 10cm	—			
内共第3号	玉島川	ヤマメ	255kg	全長 18cm	—			
		アユ	575kg	" 10~17cm	—			
		コイ	50kg	" 40cm	—			
		オイカワ・カワムツ	4kg	" 8cm	—			
		ウナギ	8kg	" 30cm	—			
		シロウオ	—	—	—			—
		モクズガニ	510kg	甲幅 4cm	—			
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—			
		アユ	12kg	" 10cm	—			
		コイ	18kg	" 25cm	—			
		フナ	10kg	" 17cm	—			
		オイカワ・カワムツ	1kg	" 10cm	—			
		モクズガニ	25kg	甲幅 5cm	—			
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—			
		フナ	90kg	" 12cm	—			
		ウナギ	280kg	" 25cm	—			
		テナガエビ	70kg	" 5cm	—			
		モクズガニ	120kg	甲幅 6cm	—			



水産第 2756 号  
令和4年(2022年)4月27日

各内水面漁業協同組合  
代表理事組合長 様

佐賀県農林水産部水産課長

令和4年度のコイの義務放流免除について(通知)

令和4年度のコイの義務放流については、令和4年2月24日付け水産第4433号で放流量を示すとともにその完全実施を指導したところですが、コイヘルペスウイルス病感染域の拡大防止のため、今年度のコイの義務放流を免除することとしたので通知します。

なお、コイの放流を中止しても義務放流を怠ったことにはならないことを申し添えます。

担 当：水産課漁業調整担当 寺田、萩原  
電 話：0952-25-7145  
FAX：0952-25-7274





佐賀県内水面漁場管理委員会指示第 28 号の適用除外申請書

国九整武流治第 18 号  
令和 5 年 4 月 26 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉 敏和 様

住所 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 7 4 5  
氏名 国土交通省 九州地方整備局  
武雄河川事務所長 寺尾 直樹



佐賀県内水面漁場管理委員会指示の適用除外について (申請)

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

- 1 適用除外を申請する委員会指示  
佐賀県内水面漁場管理委員会指示第 28 号
- 2 適用除外の目的・理由  
六角川水系の環境調査の一環として、六角川において底生動物調査を実施するものである。
- 3 適用除外の期間  
許可を受けた日から令和 6 年 3 月 15 日の期間中に 2 回、各 2 日間程度
- 4 調査を実施する者の住所及び氏名  
21 名 (別紙 1)
- 5 調査に使用する船舶  
船舶は使用しない
- 6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量  
ムツゴロウ 30 個体  
底生動物調査時の混獲の可能性を考慮した対応であり、混獲されたムツゴロウについては、  
全てその場で再放流する。
- 7 調査方法  
サーバーネット、D フレームネット、カニかごによる捕獲 (別紙 2)
- 8 調査区域  
住之江橋～六角川河口堰までの区間 (別紙 3)

(別紙 1)

表 1 採捕従事者一覧

[Redacted Table Content]	
--------------------------	--

表 2 使用する主な機器

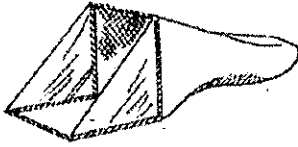



名称	調査のイメージ
<p>【サーバーネット(25cm×25cm 目合 0.493mm)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に淡水域の瀬環境(早瀬・平瀬)で実施する。</li> </ul>	 
<p>【D フレームネット(目合 0.493mm(NGG38))】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な環境区分・種を対象として実施する。</li> <li>・流れがある環境区分では、下流側に D フレームネットを設置し、上流から流下する底生動物を受ける。流れが弱い環境区分では、底質やリターパッチ等を足でネットに押し込み、底生動物を採捕する。</li> </ul>	
<p>【カニかご】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モクズガニを対象として設置する。</li> <li>・一晩設置するため、調查看板や浮子等を設置する。</li> </ul>	



図 1 調査区域

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第28号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

昭和61年5月9日

令和3年3月31日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。

六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域

直線A 佐賀県小城郡芦刈町と同杵島郡福富町との間に設置されている六角川河口堰の下流端

直線B 佐賀県小城郡芦刈町と同杵島郡福富町にかかる住ノ江橋下流端

○2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までとする。

## 佐賀県内水面漁場管理委員会告示第1号

佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第6条第1号エに規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは1に掲げるものと、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは2に掲げるものとし、令和5年4月1日から施行する。

なお、佐賀県情報公開条例第6条第2号オに規定する実施機関が定めるもの（平成17年佐賀県内水面漁場管理委員会告示第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

佐賀県内水面漁場管理委員会会長 有 吉 敏 和

- 1 病氣見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報
- 2 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの
  - (1) 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの
  - (2) 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの
  - (3) 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

佐賀県内水面漁場管理委員会告示第2号

佐賀県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

佐賀県内水面漁場管理委員長 有 吉 敏 和

佐賀県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護の法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）の規定による佐賀県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報に係る事務については、佐賀県個人情報保護の法律施行細則（令和5年佐賀県規則第32号。第1章及び第5章を除く。）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（佐賀県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）

2 佐賀県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年佐賀県内水面漁場管理委員会告示第2号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

